

二四 (一八三五)
(天保六年)六月 幕府代官羽倉外記より郡中取締役申付け

廻状〔A〕

上州山田郡

龍舞村

名主 幸助

右之もの儀、是迄之通り「取締役申付候間、其旨相」心得候様
いたすべく、廻状村下ニ「令請印」、留村方可ニ相返候、以上

羽倉 外記

(天保六年)
未六月廿四日 役所印

上州山田郡

龍舞村印

矢場村印

大町村印

市場新田印

五兵衛請印

只上村新田印

同州邑楽郡

瀬戸井村印

上五ヶ村印

舞木村印

篠塚村印

下中森村印

右村々

名主
与頭